

## PPP/PFIの近年の動向 〈上下水道編〉

橋本 征二

*Seiji Hashimoto*

立命館大学理工学部 環境都市工学科

2018年の水道法改正において、公共施設等運営権制度（コンセッション）の導入を容易にする仕組みが導入され、官民連携（Public Private Partnership: PPP）事業やコンセッションを含む Private Finance Initiative (PFI) 事業のあり方が改めて注目を浴びています。PPPは民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとするもので、本学会が対象とする上下水道や廃棄物の分野でも様々な形で導入が進んできました。PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の制定（1999年）から20年が経過し、同分野におけるこの間の取り組み、現状と課題について議論することを目的に本特集を企画しました。第25巻1号では上下水道編、第25巻4号では廃棄物編の2編に分けて特集します。

今号の上下水道編では、7編のご寄稿をいただいています。京都大学防災研究所の大西正光准教授には、コンセッション方式のメリット・デメリットや、同方式を水道事業に適用するにあたって今後検討すべき論点をお示しいただきました。コンセッション方式のデメリットや水道事業における論点は、他の公的事業においてもあてはまる事項で、悩ましい側面です。なお、PPP/PFIについては、違いが分かりにくい様々な用語が登場して大変混乱しますが、そうした用語についても最初に分かりやすく解説いただいていますので是非ご参照ください。また、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課の草川祐介氏に、今般の水道法の改正内容や新たなコンセッション方式の詳細についてご紹介いただくとともに、国土交通省水管理・国土保全局下水道企画課の齋野秀幸氏に、下水道事業における官民連携

の取組内容、導入の現状や今後の課題について解説いただいています。

上水道の分野では、本特集の時点でコンセッション方式の導入事例はありませんが、草川祐介氏のご寄稿 Fig.3に示されるような業務委託（個別委託・包括委託）や第三者委託はこれまでに多数行われてきました。本特集では、国内初となる第三者委託を導入した群馬東部水道企業団の取組について、(株)明電舎の月足圭一氏にご紹介いただいています。また、2013年度より上水道・下水道・農業集落排水の事業横断型包括委託という新しい契約を導入したかほく市の取組について、(株)西原環境の阿部晃久氏にご紹介いただきました。下水道の分野では、本特集の企画段階で2つの自治体でコンセッション方式が導入・予定されていましたが、本特集ではその2つ、浜松市と須崎市の事例についてご寄稿いただいています。浜松市については、国内初のコンセッション事業運営権者となった浜松ウォーターシンフォニー(株)の尾上裕二氏より、同社の取組みの状況および今後の課題・展望について、また、2020年4月よりコンセッション方式による下水道事業を開始した須崎市については、須崎市役所の西村公志氏より、これまでの検討経緯や事業スキーム、期待される事業効果等についてご紹介いただきました。

コンセッションを含むPPP/PFIは、広域化や分野横断化を含め、今後広がりを見せていくと思いますが、そのメリットとデメリットがどのように発現するのか～その検証を積み重ねていく必要があります。今回ご寄稿いただいた総説や個別事例の中でも、今後に向けた様々な示唆をお示しいただきました。最後に、ご寄稿いただいた皆さまにこの場を借りて厚く御礼申し上げます。